

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第103号

(平成31年2月)
京都市消費生活総合センター

～ 目次 ～

水漏れ修理などのトラブルに気をつけて！ (2面)
スポーツジム等での契約トラブルに注意！ (3面)
コインパーキングの料金表示にご注意！ (4面)

安心安全な社会を築くため、消費生活行政を推進します！

京都市長
門川 大作

消費者を取り巻く環境が大きく変化しています。

情報化やグローバル化の進展などにより商品やサービスが一層多様化しているほか、民法改正により2022年から成年年齢が引き下げられ、18歳から保護者の同意がなくても契約できるようになります。私たちには、これまで以上に「かしこい消費者」になることが求められています。

では、「かしこい消費者」になるとは、どういうことでしょうか。

それは、悪質商法に騙されないということだけでなく、環境や健康、子どもたちの未来のことも考えられる消費者になるということ。私たちの日常の消費は、経済はもとより環境や保健・福祉などとも密接に結び付いており、「かしこい消費」は社会を変えることもできます。

そして、この考え方は、国連で採択された世界共通の取組目標「SDGs」(*)と同じです。「SDGs」とは「誰一人取り残さない」

を理念に、一人一人が社会・経済・環境のことを考えて総合的に取り組むことで、孤独や貧困、環境破壊のない持続可能な社会を実現しようとするもの。この目標の達成に向け、今、全世界が共に取り組んでいます。

京都に脈々と受け継がれてきた、ほんまもんを見抜く「めきき」の力、もったいないという「しまつ」の心。これらは「かしこい消費」を実践していくうえで、大きな力になります。

本年9月の国際博物館会議(ICO)京都大会や、国際的な生涯スポーツの祭典「ワールドマスターズゲームズ2021関西ジャパン」などを控え、世界から京都への注目が高まっています。今こそ、ここ京都の地から安心安全で持続可能な社会を実現していきましょう！

京都市
CITY OF KYOTO

京都市はSDGsを支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

※ SDGs (エスディーゼス) :

2015年9月の国連において、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた国際目標(17の目標と169のターゲット)です。2030年までの目標達成に向けて、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、更には地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされています。

水漏れ修理、解錠など「暮らしのレスキューサービス」でのトラブルに気をつけて！

トイレや鍵の修理、害虫駆除などの日常生活でのトラブルに対処する、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」は、困ったときの手助けとなる一方、最近では、料金や作業内容などで事業者とトラブルになったという相談が寄せられています。

相談事例

- ・「**見積もり無料**」の広告を見て蛇口の水漏れを見てもらったが、**見積もり費用を請求された。**
- ・ネズミ駆除を依頼したが、**駆除が完全ではなかった。**
- ・コウモリ駆除の見積もりを依頼したが、**契約を断れない状況にされ、作業もずさんだった。**
- ・鍵開けを依頼したが、高額だったので断ったら、**キャンセル料を請求された。**



注意点

- ・**見積もり無料のはずが、見積もり費用を請求される**場合がある。
- ・見積もりだけの予定で事業者を呼んでも、**その場で契約を迫られる。**
- ・**作業内容が不十分**な場合がある。
- ・解約時に**キャンセル料を請求**されたり、**クーリング・オフに**応じない場合がある。



アドバイス

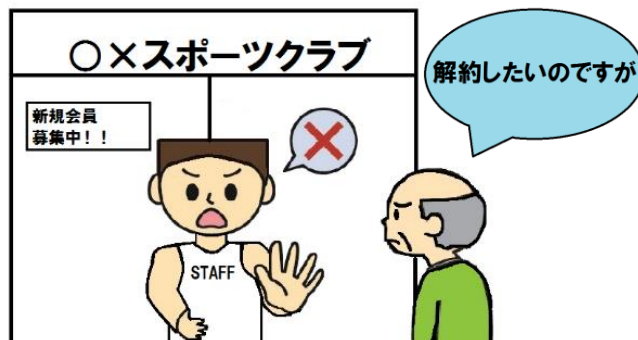
- ・広告や電話で説明された**料金をうのみにしないように**しましょう。
- ・契約する場合は複数から**見積もりを取り、内容を十分検討**しましょう。
- ・緊急のトラブル発生に備え、**事前に情報を収集**しましょう。
- ・料金や内容に**納得できない場合は、きっぱりと契約を断り**ましょう。
- ・トラブルになった際は消費生活センター等に相談しましょう。

「解約できない」、「解約料が高額」など、 スポーツジム等での契約トラブルに注意！

近年、健康やダイエットなどの理由でフィットネスクラブなどのスポーツジムを利用する人が増加していますが、それに伴い、契約トラブルに関する相談も年々増加傾向にあります。内容をよく確認してから契約しましょう。

事例

- ・強引な勧誘で契約させられたので、解約したいが拒否された。
- ・中途解約料が、当初の説明と異なり高額すぎる。
- ・サービス開始前にダイエットジムを解約したら、全額支払えと言われた。
- ・やめたはずのスポーツジムの月会費が、そのままずっと引き落とされていた。
- ・予約制のスポーツジムの予約がなかなか取れないため、契約をやめたい。



問題点

- ・強引な勧誘や当日中の申込みが条件となる割引等で契約を急がされる。
- ・予約が取れず利用できない、サービス内容が説明と異なる。
- ・高額な解約料を請求される等、中途解約でのトラブルが多い。
- ・解約を拒否される、解約手続きができていない。



アドバイス

- ・契約書や規約を必ず読み、内容を確認してから契約しましょう。
- ・解約条件等についてスタッフに説明を求め、十分確認しておきましょう。
- ・スポーツジム等の契約は、原則クーリング・オフできません。契約は慎重に行いましょう。
- ・解約手続は十分確認して行いましょう。
- ・不安に思った場合は、消費生活センター等に相談しましょう。



コインパーキングの料金表示にご注意！

コインパーキングの料金に関して、「**一日最大〇〇円のはずなのに高額な料金を請求された**」、「**平日と休日の料金の違いが分かりづらい**」等の相談が寄せられています。また最近では、「**スマホアプリ上の利用料金の表示と違った料金を請求された**」など、新たな事例もみられますのでご注意ください。

事例

- ・ **一日最大料金の適用が24時間以内**ということが分かりづらかった。
- ・ 祝日には**特別料金が適用される**ことが分からなかった。
- ・ スマホアプリ上の利用料金の**表記と異なった料金を請求された**。
- ・ **駐車券の紛失**に対し、高額な料金を請求された。
- ・ **釣銭が出てこない**。



アドバイス

- ・ 「一日最大〇〇円」等の大きな表示だけでなく、**その他の条件も事前に確認しておきましょう。**
- ・ **駐車券の紛失には気をつけましょう。**
- ・ 困った場合は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。



【編集後記】

春からスポーツジムに通い始め、最初は熱心に通っていたのですが、夏が近づくにつれ、暑さで次第に足が遠のきました。秋になり気合いを入れ直して通っていましたが、冬になり気温が下がってくると、再び通うのがおっくうになり、しばらくさぼっていた事を今回の記事で思い出しました。まだまだ寒い日が続きますが、くれぐれも体調管理にはご注意ください。

悪質商法、買い物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800 (消費生活相談専用)

さいむゼロ
☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間

月～金 (祝休日を除く。)

午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan



*土・日・祝日 (年末年始を除く。) の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時 (電話相談のみ)

平成31年2月発行 京都市文化市民局暮らし安全推進部消費生活総合センター

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市印刷物 第305091号